



埼玉県報

第 725 号
令和 8 年(2026 年)
6 月 5 日
金曜日

目次

告示

- ローカルブレイクアウト運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 令和 8 年度地籍調査事業計画の決定(土地水政策課)
- 税務システム改修業務委託(自動車税税制改正対応)に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 税務システム改修業務委託(自動車税納税通知書電子化対応)に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 電子入札共同システムミドルウェア等改修業務委託に関する契約の相手方等の公示(入札審査課)
- 埼玉県救急医療情報システム保守管理業務委託に関する契約の相手方等の公示(医療整備課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1 街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(産業技術総合センター)
- 埼玉県産業技術総合センター公金事務委託(産業技術総合センター)
- 手子林第三土地改良区の役員就退任届(加須農林振興センター)
- 川越都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 埼玉県警察自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 交番等で使用する電気(低圧電力)に関する入札公告(会計課)
- IC 運転免許証作成用消耗品の購入(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道吉場安行東京線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
- 一般国道 462 号の道路の占用を制限する区域の指定(本庄県土整備事務所)
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託(大宮公園事務所)

正誤

- 埼玉県教育委員会規則第 12 号中訂正(教職員課)

告 示

埼玉県告示第四百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
ローカルブレイクアウト運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見2丁目10番2
号
- 5 契約金額
211,130,404円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第四百十八号

令和八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	高階第六	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
川越市	高階第七	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
熊谷市	中西二	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
熊谷市	佐谷田一	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
川口市	横曽根五	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
川口市	横曽根八	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
秩父市	落合第四	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
秩父市	落合第五	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
飯能市	中山第四・原町	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
飯能市	中山第五	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
加須市	小野袋一	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
加須市	小野袋二	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで

本庄市	銀座二丁目外第四	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
本庄市	銀座三丁目外第一	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
東松山市	東松山二十	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
狭山市	狭山第六十	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
狭山市	狭山第六十一	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十六	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十七	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
草加市	草加市手代一	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
越谷市	越谷第七―三	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
久喜市	菖蒲九・三箇三	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
伊奈町	小室七	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
小川町	青山七	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
小川町	青山八	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
ときがわ町	西平五	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで
ときがわ町	西平六	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム改修業務委託（自動車税税制改正対応） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 埼玉支店 埼玉県さいたま市桜木町一丁目10番地17
- 5 契約金額
87,987,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム改修業務委託（自動車税納税通知書電子化対応） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 埼玉支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地17
- 5 契約金額
219,991,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システムミドルウェア等改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
206,060,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県救急医療情報システム保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号
- 5 契約金額
122,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第四百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務・経理・管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルSKIPステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
655,457,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第四百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県産業技術総合センターの公共料金の支出事務及び駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）使用料の徴収事務	株式会社デジタルSKIPス テーション 埼玉県川口市上青木三丁目 十二番六十三号	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告示

埼玉県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、手子林第三土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	井上 賢二	埼玉県羽生市大字中手子林五百八十五番地
同	井上 順一	同 上手子林六十八番地
同	井上 雅一郎	同 中手子林六百十七番地
同	内田 佐一	同 上手子林七百十五番地三
同	大和田 憲	同 同 四百八十五番地
同	岡戸 儀芳	同 下手子林二千四百九十八番地
同	金子 元一	同 上手子林千二百六十九番地
同	小暮 照夫	同 下手子林二千五百三十一番地
同	島村 侑也	同 中手子林千四十九番地二
同	杉山 吉雄	同 下手子林二千五百九十一番地
同	須山 文善	同 中手子林百四十五番地六
同	瀬山 隆	同 下手子林二千三百八番地
同	五月女 八郎	同 中手子林千七十九番地
同	戸山 泰一	同 下手子林千三番地
同	根岸 文男	同 同 二千四百二十四番地
同	増田 利夫	同 中手子林百五十九番地五
同	増田 博俊	同 下手子林二千三十九番地
同	町田 博英	同 上手子林四百九十六番地
同	松本 成弘	同 同 千九十七番地
同	吉岡 憲一	同 同 八百五十六番地
監事	大澤 敏英	同 同 千二百八十一番地
同	小暮 勝久	同 下手子林二千五百五十七番地
同	渡邊 義邦	同 南五丁目二十三番地三十三

二 退任

職名 氏名 住所

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により川島町から川越都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年2月29日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通規制課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
交通部交通規制課許可指導係 山下 電話048-832-0110 内線5195

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月24日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月23日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月24日（金）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年7月24日（金）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年7月1日（水）午前11時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年7月1日（水）午前11時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of Saitama Prefectural Police digitization system device for car parking space certification

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 9:50 a.m. on July 24, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on July 23, 2026

[In person] by 9:50 a.m. on July 24, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

交番等で使用する電気（低圧電力） 契約電力従量電灯 B 7, 360 アンペア、
従量電灯 C 1, 189 キロボルトアンペア、低圧電力 161 キロワット 予定使用電
力量 2, 658, 580 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和 8 年 8 月計量日から令和 9 年 8 月計量日前日まで。ただし、令和 9 年度
において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合
は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス
テムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は
持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単
価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根
拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給
期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当
該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端
数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額
とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を
入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833
号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立
てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ

る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

前記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月7日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月6日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月7日（火）午前9時
50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年7月7日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年6月30日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を前記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年6月12日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

(Low-tension) Electricity used at police boxes and other police facilities (Contract:7,360A,1,189kVA,161kW Estimated kWh:2,658,580kWh)

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system: 09:50 a.m.

July 7, 2026 By registered mail: 5:00 p.m. July 6, 2026 In person: 09:50 a.m. July 7, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance

Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C 免許証作成用カード基体 優良用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 一般用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 新規用	300枚×3	422,000円
運転経歴証明書作成用カード基体	300枚×1	135,500円
インクリボン	2,000枚用×1	117,000円
裏面印字リボン	2,000枚用×1	16,000円

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 水 谷 信 哉

路線名	県道吉場安行東京線
供用開始の区間	川口市大字安行字大元 六三三番一地先から 同市大字安行字大元 六五二番一地先まで
供用開始の期日	令和八年六月五日
備考	令和四年六月十日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八五・三〇メートル

告示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正経

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 四百六十二号 本庄市児玉町児玉字仲町七三番一地先から

同市児玉町八幡山字鍛冶町一九四番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和八年六月六日

告示

埼玉県大宮公園事務所長告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料の収納事務	吉川市 埼玉県吉川市きよみ野一丁目一番地	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十二号（令和八年三月三十一日第七百六号）中訂正

ページ 行

三 後ろから二

誤

については

正

については、初任給基準表において別に定めるもののほか

ページ 行

四 前から九

誤

という。は

正

という。は、初任給基準表において別に定めるもののほか

ページ 別表第五イ中

六 備考二、三及び四

正

- 2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する学歴免許等資格区分表の三の2又は3に掲げる学歴区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下この項において「基礎学歴」という。）を取得した時以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の5の区分に掲げる該当者については、六月をその経験年数に加えた年数とする。
- 3 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

誤

- 2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の1、2又は3の区分に掲げる該当者については一年を、同表の一の5の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加えた年数とする。

調整年数	学歴免許の区分		
	大学卒 (十六卒)	短大卒 (十四年)	高校卒 (十二年)
高校三卒	四年	二年	
高校二卒	五年	三年	一年

- 注 ()内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。
- 3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に適用される学歴免許等の区分は、「大学卒」の区分とする。
- 4 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

第三項	正	第四項	誤	七	ページ
				備考	別表第五口中